

保健第 117 号
令和 2 年 6 月 22 日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
(公 印 省 略)

学校の新しい生活様式に係る熱中症事故防止について

新型コロナウイルス感染症対策については、各学校において適切に対応いただいているところですが、特に今夏は、夏季休業期間を短縮して授業を行う等の対応もあり、これまでと異なる生活環境下であることから、熱中症対策について一層留意する必要があります。

留意点については、「熱中症事故の防止について」(令和 2 年 5 月 29 日付け、保学第 27 号)、教育政策課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」(令和 2 年 6 月 18 日付け)で通知していますが、現時点における本県の感染状況を踏まえ、マスクの着用、水分補給、換気に関する主な留意点について、次のとおり、改めて通知しますので、適切に対応願います。

なお、今後の感染状況によっては、対応を見直すことがありますので御了承ください。

記

1 マスクの着用について

(1) 基本的な考え方

児童生徒等は、学校教育活動においては、飛沫を飛ばさないよう、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

○十分な身体的距離が確保できる場合

○熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

※熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。

※児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、その意思を尊重するが、健康被害には十分留意すること。

また、児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時は、自身の判断でマスクを外すなど、適切に対応できるように指導することが重要です。

(2) 場面に応じた対応

ア 登下校

夏季の気温・湿度が高い時期（概ね6月～10月）は、人と十分な距離を確保し、マスクを外してください。公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用してください。

イ 体育の授業

マスクを着用する必要はありません。

※具体的な配慮事項は、別紙を参照にしてください。

ウ 給食時間

配食時は、口からの飛沫等が食品に付着することを防ぐため、マスクを着用してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、又は会話を控えるなどの対応が必要です。

エ 清掃活動

換気の良い状況を確認し、マスクを着用してください。

オ 部活動

運動部活動は、体育の授業における取扱いに準じてください。

2 水分補給について

活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等、適切な措置を講じてください。また、登校後、下校前にも、必要に応じて水分補給を行うなど、適切な措置を講じてください

3 換気について（エアコン使用時を含む。）

換気は、気候上可能な限り、常時行う必要がありますが、常時換気が困難な場合（適切な室温を保てないなど）は、定期的な換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）で対応してください。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684

マスクの着用について

◇ 基本的な考え方

児童生徒等は、学校教育活動においては、飛沫を飛ばさないよう、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

○ 十分な身体的距離が確保できる場合

○ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

※ 熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。

※ 児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、その意思を尊重するが、健康被害には十分留意すること。

また、児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時は、自身の判断でマスクを外すなど、適切に対応できるように指導することが重要です。

	マスクの着用	
	必要	不要
登下校 (6月～10月)	必要 ※公共交通機関を利用する場合	不要 ※人と十分な距離を確保する
体育授業		不要 (詳細は別紙参照)
給食時間	必要 ※配食時	
清掃活動	必要 ※換気の良い状況で行う	
部活動		不要 ※運動部は、体育の授業に準ずる

別紙



事務連絡
令和2年5月22日

県立学校長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（指定都市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課
学校体育班

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

平素から、本県の学校体育の振興につきまして、御協力いただきありがとうございます。
標記の件について、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり事務連絡がありました。

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクの着用を徹底することが適切ですが、一方で運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校園に対して、この通知の周知方よろしく申し上げます。

（本件担当）

岡山県教育庁保健体育課

学校体育班 指導主事（主任）川藤 圭一

電話：086－226－7592（直通）

FAX：086－226－3684



本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

保健第 117 号
令和 2 年 6 月 22 日

課 (室) 長
教 育 事 務 所 長
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長
市 町 村 (組 合) 教 育 委 員 会 教 育 長
殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校の新しい生活様式に係る熱中症事故防止について

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長あて通知いたしましたので、情報提供いたします。

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課

TEL : 086-226-7591

FAX : 086-226-3684